



2022年6月27日

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 木 内 清 人

(コード番号: 2191 東証スタンダード) 問合せ先 管理本部長 高森 眞子登

(電話:03-5937-2111)

子会社における株式買取請求に関する和解成立及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社子会社であるテラファーマ株式会社(以下「テラファーマ」といいます。)は、テラファーマの株主1名(以下、「当該株主」といいます。)から、東京地方裁判所において、当該株主が所有していた株式に関し売買価格の決定申立てを2020年2月20日付で受けておりましたが、下記のとおり当該株主との間で、2022年7月1日付で和解が成立する見込みとなりました。これにより本日開催の取締役会において、和解金として2,143,919円を支払うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

当該和解に伴い、2022年12月期第2四半期連結決算において、和解金に関連する費用を特別損失に計上する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 和解に至るまでの経緯

(1) 株式売買価格決定の申立てから和解に至るまでの経緯

当社は、2020年1月、当社の子会社であるテラファーマの特別支配株主として、当該株主に対して、本件株主の有するテラファーマの株式20株(以下「本件株式」といいます。)を当社に売り渡すよう、会社法第179条1項(株式等売渡請求)に基づく株式等売渡請求(効力発生日2020年2月25日)を実施しました。

これに対し、当該株主は、当社が算定した株式売渡請求に係る株式売買価格の1株当たり0.05円は低廉であるとして、東京地方裁判所に対し、本件株式の売買価格の決定の申立てを行い、1株当たりの金額は1,268,856円から4,507,908円が相当である旨を主張しました。

当社は、手続に利害関係参加人として参加した上で、当該株主・当社の双方からの鑑定申出(本件株主について2021年3月31日付、当社について2021年5月20日付)を受けて、裁判所が2021年6月18日の期日において公認会計士である坂上信一郎氏を鑑定人として選任することとなり、鑑定人は、2021年10月28日付で、本件株式の価値を1株当たり155,390円と算定しました。

鑑定人から受領した報告書の内容、裁判所からの和解勧試及び本件株主からの提案を踏まえ、当社といたしましては、手続の長期化による当社事業への影響等も含めて総合的に勘案した結果、本件については和解による早期解決が最善策と判断し、2022年7月1日付けで、当社が当該株主に対して解決金2,143,919円を支払う内容を含む条件で、和解することを決定いたしました。

なお、鑑定費用については、3,000,000円を、当該株主と当社で半分の1,500,000円ずつ予納し、 最終的には、当該株主の主張する1株当たり4,507,908円と、当社の主張する1株当たり0.05円のう ち、いずれに近い決定がなされるかによって按分して精算するという条件で合意がなされていました。

(2) 和解の相手方の概要 テラファーマ株主 1名

(3)和解の内容

当社は、当該株主に対して、解決金2,143,919円を2022年7月31日までに支払います。

なお、当該解決金2,143,919円の内訳については、対象株式数20株の売買価格を鑑定人による鑑定結果を踏まえて本件株式の価格を1株当たり155,390円として算出した合計額である3,107,800円に、法定利息432,707円を加えた上で、当社が負担した鑑定費用1,500,000円のうち1,396,588円については上記のとおりの条件で鑑定費用を計算した結果当該株主が負担すべきこととされたため、その額を相殺により控除して算出したものです。

2. 特別損失の計上

2022年12月期通期連結決算において、本件の和解金2,143,919円を特別損失として計上する見込みですが、本件による業績への影響は軽微と見込んでおります。

以上